

第1編 総論

第1章 帯広市の責務、計画の位置づけ、構成等

帯広市（以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び帯広市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び道の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 帯広市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、帯広市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、帯広市国民保護協議会(以下「市国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、帯広市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。))で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(4) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(5) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(6) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(7) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(8) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

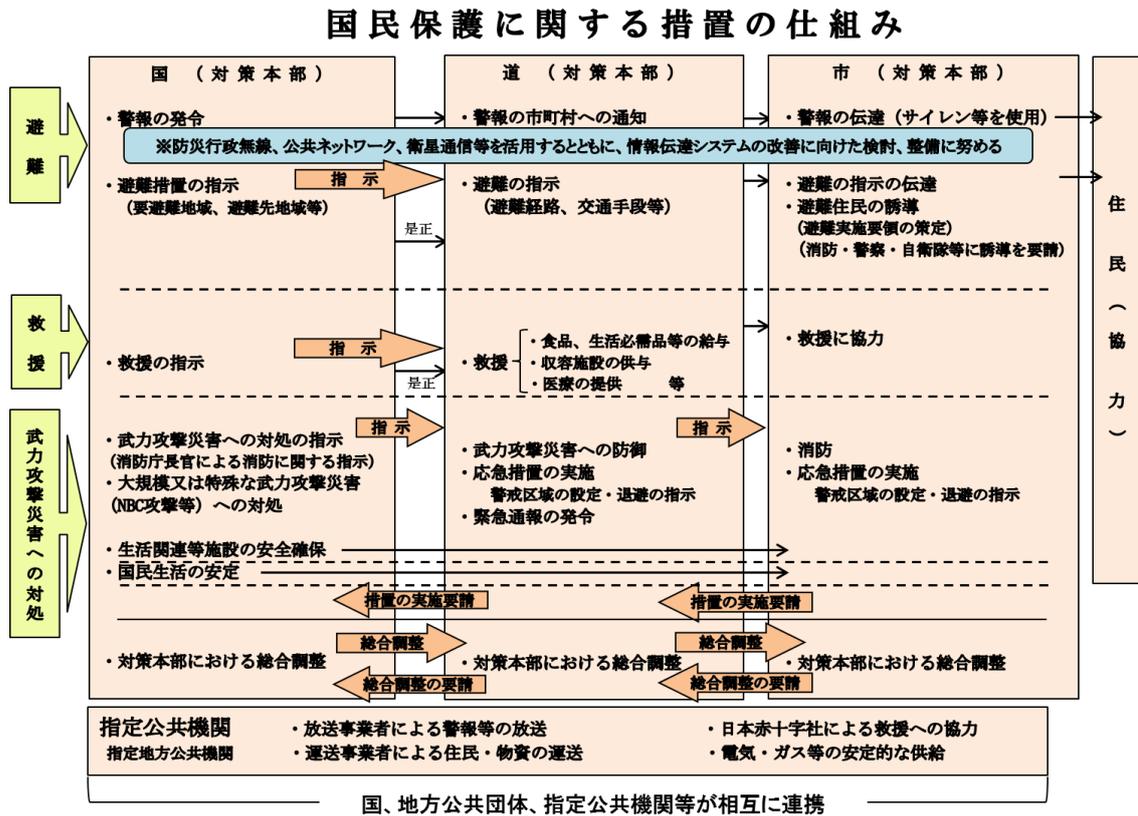
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



○市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
帯 広 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急処理事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 関係機関

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等】

名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地
帯広開発建設部	防災課	西5南8	東京航空局帯広空港出張所	出張所	泉町西9線
帯広財務事務所	総務課	西5南8	帯広測候所		東4南9
北海道農政事務所帯広地域拠点	地方参事官室	西6南7	帯広労働基準監督署	第2課	西6南7
十勝西部森林管理署	総務グループ	東9南14	陸上自衛隊第5旅団第4普通科連隊	第3科	南町南7線
北海道運輸局帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	西19北1	北海道総合通信局		札幌市北区北8西2

【関係道機関】

名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地
十勝総合振興局		東3南3	教育庁十勝教育局	企画総務課	東3南3
地域創生部	危機対策室	〃	釧路方面帯広警察署	警備課	西1北1
建設管理部	建設行政課	〃			
保健環境部	企画総務課	〃			
森林室	管理課	浦幌町東山町10-23			

【関係市及び消防機関】

名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地
帯広市総務部	危機対策課	西5南7	とちかち広域消防局	消防救助課	西6南6
帯広市公営企業	総務課	〃	帯広市消防団	総務部消防課	西6南6
帯広市教育委員会	企画総務課	〃			

【指定公共機関】

名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地
JR北海道帯広地区駅		西2南12	日本放送協会帯広放送局	メディア部	西5南7
東日本電信電話株式会社北海道東支店		東3南12	日本通運(株)道東支店		西20南1
日本赤十字社北海道支部帯広市地区	市役所地域福祉課	西5南7	北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店	企画総務グループ	西5南7
日本銀行帯広事務所		西2南12	日本郵便(株)帯広郵便局	総務部	西3南8
			電源開発(株)上士幌電力所		上士幌町上士幌東2線228

【指定地方公共機関】

名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地
帯広市医師会	事務局	西7南7	北海道文化放送(株)帯広支社		西4南9
十勝歯科医師会	事務局	東7南9	帯広ガス(株)	供給保安課	西9南8
北海道薬剤師会十勝支部		西2南3	十勝地区トラック協会	事務局	西19北2
北海道放送(株)帯広放送局		西2南10	北海道バス協会		札幌市中央区北1
札幌テレビ放送(株)帯広放送局		西3南9			西19
北海道テレビ放送(株)帯広支社		西3南10	北海道LPガス協会十勝支部		西5南2

【公共的団体及び避難・救援上重要な施設の管理者】

名 称	担当部署	所 在 地	名 称	担当部署	所 在 地
帯広市川西農業協同組合	管理部	川西町西2-61	帯広市無線赤十字奉仕団	市役所地域福	西5南7
帯広大正農業協同組合	管理部	大正本町東1-2		社課	
十勝広域森林組合	帯広事業所	愛国町基線41-17	北海道獣医師会十勝支部		基松町基線35-12
帯広商工会議所	事務局	西3南9	帯広市土地改良区	事務局	西5南7
帯広市社会福祉協議会	地域福祉課	公園東町3-9-1	北海道警備業協会帯広支部		芽室町西士狩北
日赤奉仕団・衛生協力会	市役所地域福祉課	西5南7			4線26

※関係機関等の連絡先については資料編に掲載

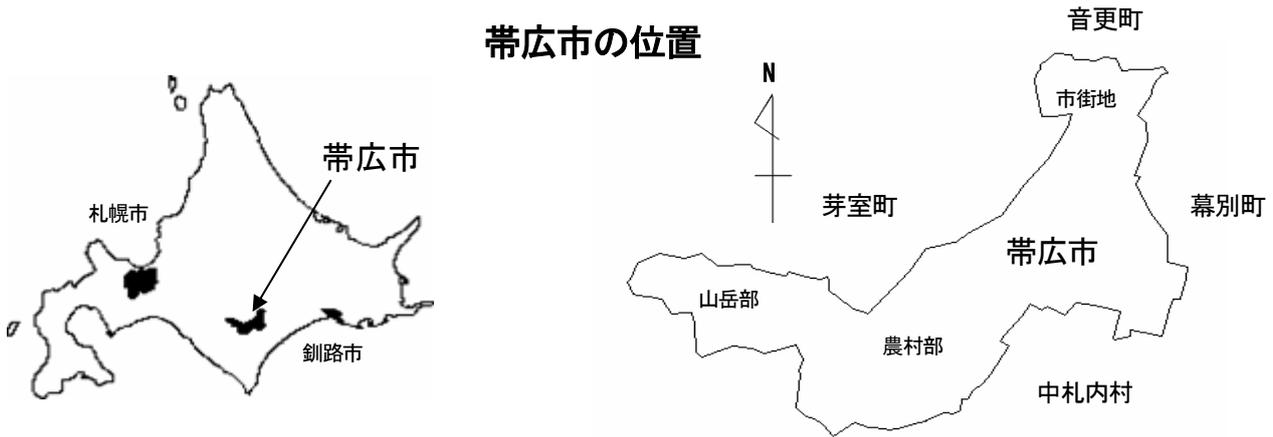
第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

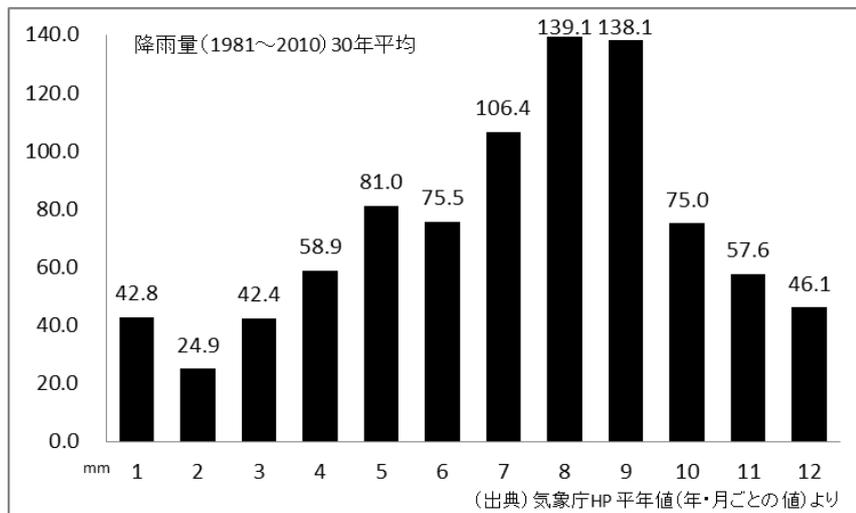
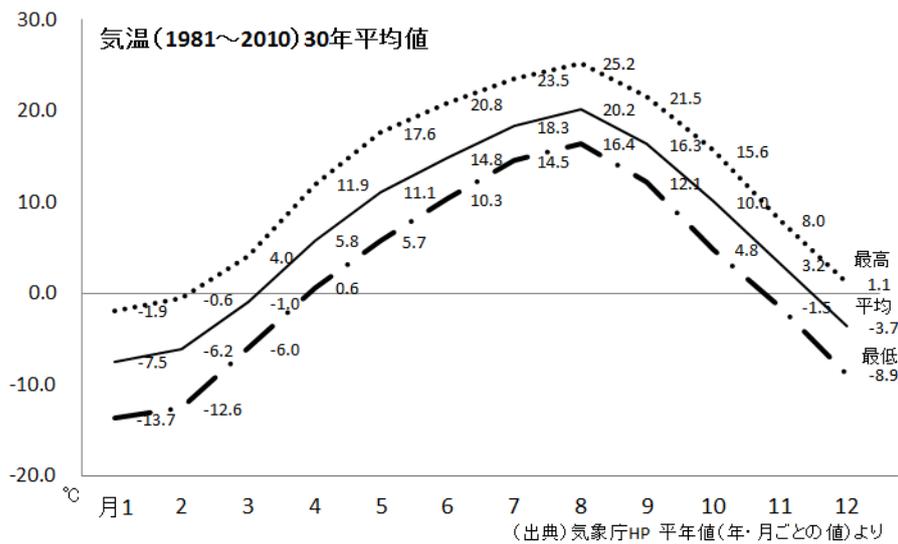
市は、北海道の東部にある十勝平野のほぼ中央に位置し、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村、北は十勝川を境に音更町に接している。

地形の特徴としては、市域の面積約619km²の内、約6割が平坦で、市街地は碁盤の目に区画され、ほぼ500m間隔で幹線道路が配置されている。また、郊外部は、南西方向に農業地帯が広がり、残る市域の4割は日高山系の山岳地帯である。



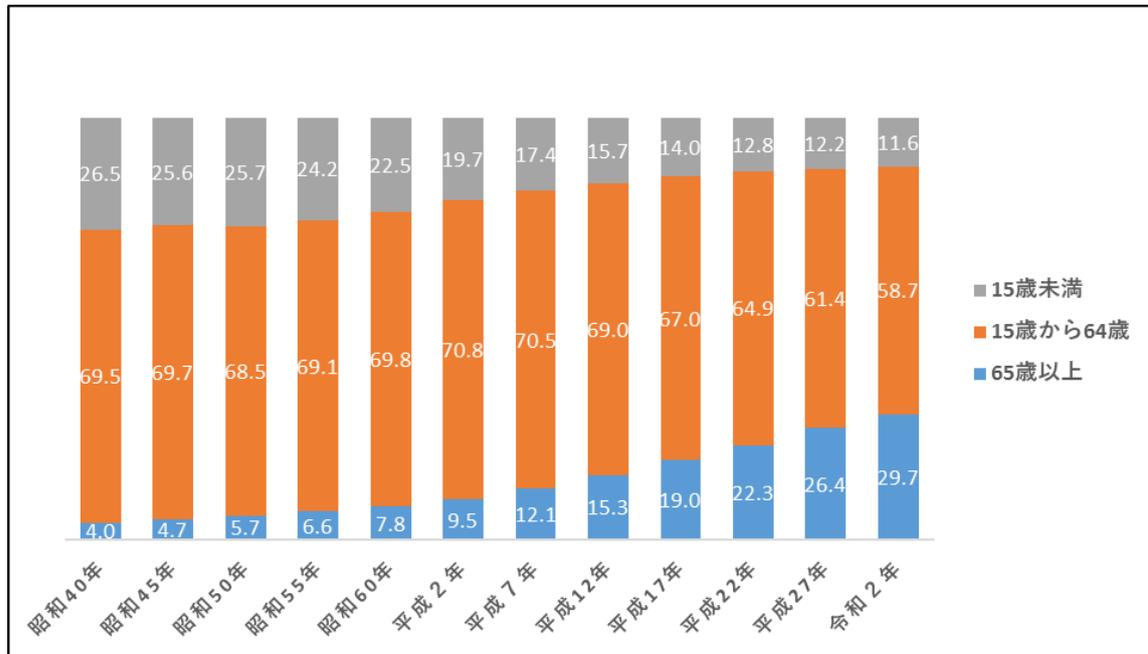
(2) 気候

市は、北半球のスノーベルト地帯に属し、年間降水量は約900mmと少なく、ドライゾーンとなっている。気候は、夏は暑く冬は寒い大陸性気候で、特に冬の寒さ対策には配慮が必要である。



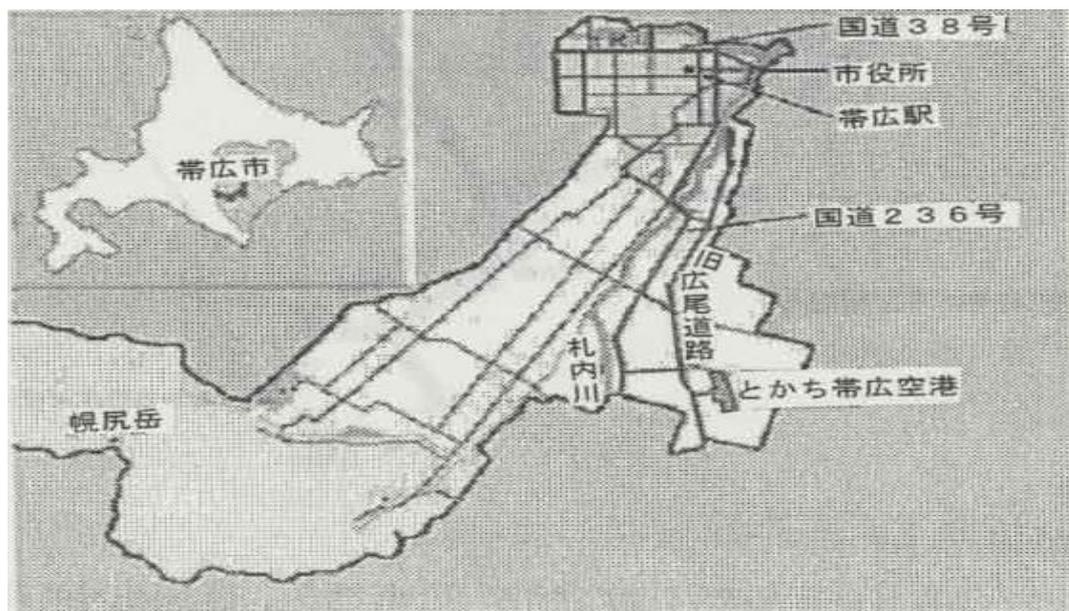
(3) 人口分布

本市の人口は、北海道内179市町村のうち、5番目の166,536人（令和2年度国勢調査）を有しているが、平成11年度以降減少傾向にある。また、年齢層を見ると15歳未満の年少人口が減少、15～64歳の生産年齢人口が若干減少、65歳以上の高齢人口が増加となっており、本市においても少子高齢化が進行している。地区人口については、市街地（人口集中地区）に人口の約9割が集中している状況である。



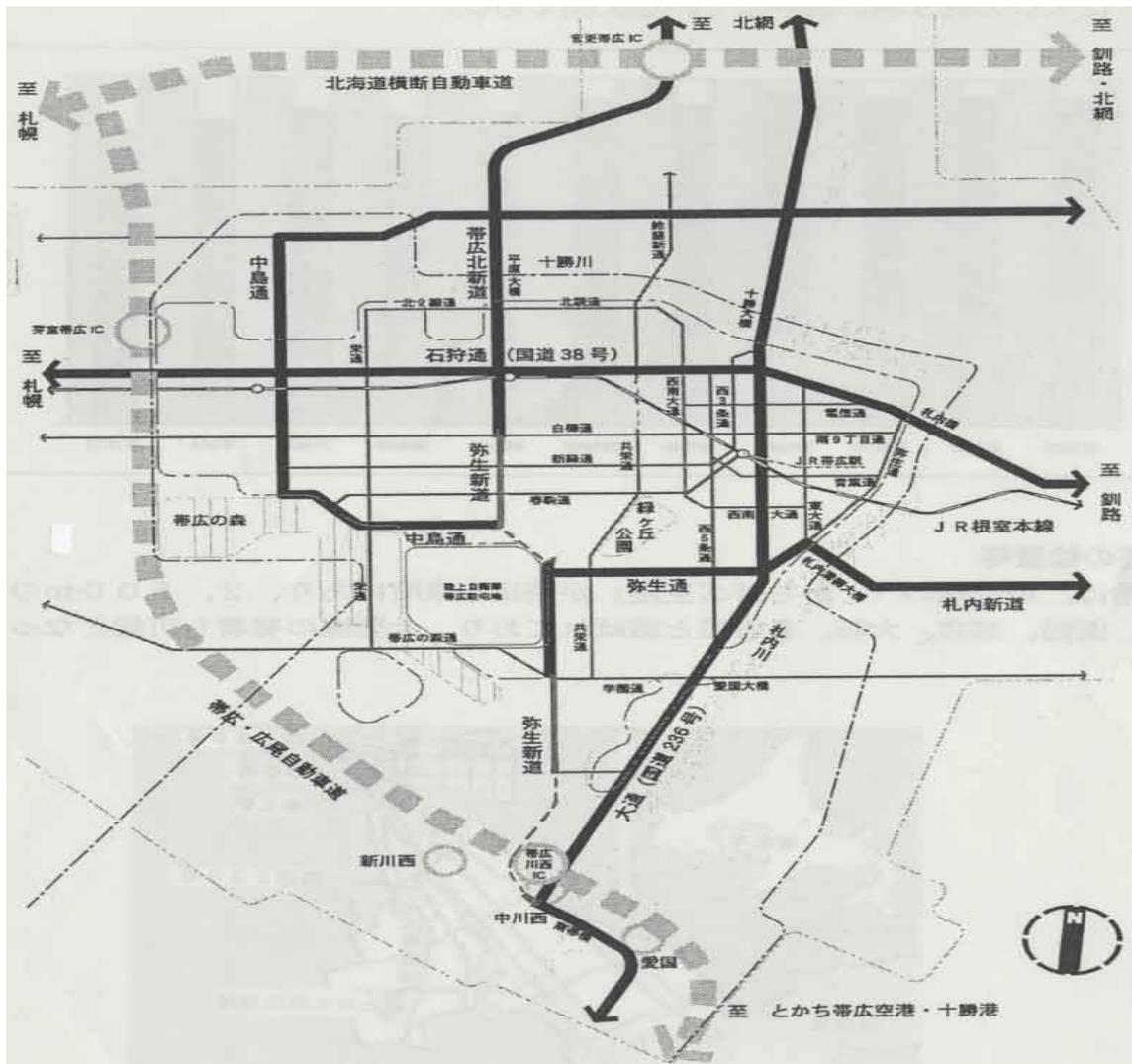
(4) 空港の位置等

空港は、市管理の「とち帯広空港」が帯広市泉町にあり、2,500mの滑走路を有し、東京と結ばれており、大型機の発着も可能となっている。



(5) 道路、鉄道の位置等

道路は東西に延びて東は釧路市、西は富良野市から札幌市の方向に繋がっている国道38号、また、南北に延びて南は広尾町、北は北見市に繋がっている国道236号、241号がある。また、高速道路では道東自動車道の足寄・阿寒―千歳恵庭間、帯広広尾自動車道の帯広―忠類大樹間が供用されている。また、鉄道は、JR北海道の根室本線が、帯広駅から札幌方面及び釧路方面に延びている。なお、冬期間においては、雪による道路の通行規制や吹雪等による鉄道の遅れが生じることがある。



(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊帯広駐屯地が、帯広市南町南7線31番に所在し、駐屯地内には十勝飛行場を有しており、第5旅団の主力が駐屯している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。